別表国土交通省の部内部部局の項中「、港湾局技術企画課」及び「地域道路調整室長」を削り、「事業監理官」を「技術企画調整官」に改め、同部地方整備局の項中「課長　適正業務指導官」を「課長　適正業務指導官　水災害予報センター長」に改め、同部北海道開発局の項中「人事企画官」を「人事企画官　会計指導官」に改め、「開発専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を削り、「厚生対策専門官」を「上席職員専門官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）　職員専門官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、同部開発建設部の項中「人事厚生調整官」を削る。

別表気象庁の部内部部局の項中「人事企画官」を「人事企画官　気象防災情報調整室長」に改め、同部気象研究所の項中「部長　課長　企画室長」を「研究総務官　研究調整官　部長　企画室長　課長」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「課長補佐（総括）」を「放射線環境対策室長　放射線規制室長　保障措置室長　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）」に改める。

別表備考第一項中「平成二十四年十一月三十日」を「平成二十五年五月三十一日」に改め、「（林野庁の部にあっては、平成二十五年四月一日において設置されている官職）」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。